

奈 総 法 号 外
令和3年3月18日

各介護保険施設等管理者 様
各指定障害福祉サービス事業所等管理者 様

奈良市長 仲川 元庸
(公印省略)

令和2年度介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の実施について（通知）

平素は、本市の福祉事業の推進につきまして、格別のご協力とご理解をいただきありがとうございます。

本市では、福祉事業の制度の円滑な運営を図るため、奈良市内所在の介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等を対象とした集団指導を、例年は講習会形式で実施しておりますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、奈良市ホームページへの資料掲載の形式で下記のとおり実施します。

ご多忙の折とは存じますが、管理者等職員におかれましては、受講していただきますようお願いいたします。

記

1 指導内容

【介護保険施設等】

- (1) 介護福祉課からのお知らせ
- (2) 介護保険請求事務について
- (3) 指導監査の結果について

【障害福祉サービス等】

- (1) 障がい福祉課からのお知らせ
- (2) 障害福祉サービス・障害児支援請求事務について
- (3) 指導監査の結果について

※介護保険施設等と障害福祉サービス等の指導内容は異なります。双方の事業を実施している事業所等におかれましては、両部門の受講をお願いします。

2 受講対象事業所

【介護保険施設等】（医療みなしの事業は、令和2年1月から12月の間に請求実績がある事業のみ対象）（基準該当事業所は除く。）

訪問介護、訪問入浴介護（※）、訪問看護（※）、訪問リハビリテーション（※）、居宅療養管理指導（※）、通所介護、通所リハビリテーション（※）、短期入所生活介護（※）、短期入所療養介護（※）、特定施設入居者生活介護（※）、福祉用具貸与（※）、特定福祉用具販売（※）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（※）、小規模多機能型居宅介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防支援

軽費老人ホーム

（※）…介護予防を含む。

【障害福祉サービス】（基準該当事業所は除く。）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む。）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援（障害者支援施設）、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

障害児相談支援、児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

3 受講方法

下記ホームページに資料等を掲載しております。3月末までに資料の追加掲載等がある予定ですので、**必ず令和3年3月末時点の掲載資料を確認**のうえ、受講確認票を提出してください。**受講確認票の提出期間は、令和3年4月1日（木曜日）から令和3年4月16日（金曜日）**です。（受講確認票の提出をもって、令和2年度の集団指導を受講したものとみなします。ただし、提出期間前の提出は無効です。）

【受講確認票について】

- ① 掲載場所 下記ホームページに掲載しております。
- ② 提出方法 法務ガバナンス課指導監査係まで、電子メール、FAX 又は郵送にて提出。（原則、電子メールにてご提出ください。）

・電子メール送付先：shudanshidou@city.nara.lg.jp ・FAX送付先：0742-34-4872

・郵送先：〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 法務ガバナンス課 指導監査係宛

【資料等の掲載ホームページ】

URL： <https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/9/98743.html>

（トップページ > 組織できがす > 法務ガバナンス課 > 令和2年度介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等の集団指導）

4 注意事項

- （1） 本通知につきましては、事業所で複数のサービスの指定を受けている場合はサービスごとに周知をお願いします。
- （2） 介護保険施設等におかれましては、奈良市介護福祉課及び奈良県国民健康保険団体連合会の両方から当該通知が届く場合がありますが、内容は同一になります。
- （3） 介護保険施設等におかれましては、複数の事業所を運営する法人様で、請求業務を法人本部で一括して行っている場合は、法人本部にしか通知が届かない場合があります。また、請求業務を電算会社に委託している法人におかれましては、当該電算会社が、奈良県国民健康保険団体連合会からの通知を個別に送付しない場合があります。

お手数ですが、**必ず法人内の全対象事業所に本件通知の周知をお願いいたします。**

担当

奈良市総務部法務ガバナンス課 指導監査係

電 話 0742-34-4513（直通）

FAX 0742-34-4872